**平成２２年（フ）第２４７２号**
福岡市東区塩浜１丁目23番12号
債務者　綿名　涼子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第２４８９号**
福岡市東区原田４丁目17番８―301号
債務者　新見　龍一
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第２５０４号**
福岡市早良区原団地30番504号
債務者　田渕富末恵
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第２５０６号**
福岡市博多区千代３丁目19番１―505号
債務者　内藤　　仁
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第２５２６号**
福岡市中央区渡辺通１丁目８番30―703号
債務者　鹿野　朋子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第２５２９号**
福岡市城南区長尾４丁目20番12号
債務者　安田　大峰
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第２５３１号**
福岡市早良区飯倉６丁目７番３―403号
債務者　山口　孝幸
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第２５５２号**
福岡市博多区南八幡町１丁目７番15号
債務者　木村　雄二
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第２５７３号**
福岡市博多区板付６丁目１番42―604号
債務者　舛田　邦男
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第２５７６号**
福岡県筑紫郡那珂川町五郎丸１丁目14番地
ドリームハウス101号
債務者　平野　公博
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第２５７７号**
福岡県糟屋郡宇美町貴船４丁目７番12号
債務者　北嶋　直毅（旧姓大友）
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第２６０４号**
福岡県大野城市雑餉隈町１丁目３番11号　サンビレッジ・サザンｅｆＡ102号
債務者　四元　知美（旧姓山近）
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第２６１２号**
福岡市中央区小笹１丁目22番25―405号
債務者　高田由美子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第２６２０号**
福岡県春日市白水ヶ丘４丁目84番地
債務者　小松　　隆
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第２６２１号**
福岡県春日市白水ヶ丘４丁目84番地
債務者　小松由美子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第２６２４号**
福岡県福津市東福間８丁目２番18―303号
債務者　島本　敬子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第２６４１号**
福岡県糸島市二丈田中170番地89
債務者　畑　貴代美
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第２６５０号**
福岡県宗像市土穴２丁目14番34号
債務者　有本　泰典
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第２６５７号**
福岡市西区拾六町団地４番11―104号
債務者　後藤惠都子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部